

告示

埼玉県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
高野台介護支援センター	坂戸中央病院	社会医療法人 刀仁会	訪問看護	平成三十年十二月一日
北葛飾郡杉戸町下野四三五	坂戸市南町三〇―八	社会福祉法人 真善会	居宅介護支援	平成二十八年七月十二日